

大学「学費」の“今と昔”！

国・私立の「授業料」格差は縮小傾向、
16年度から国・私立の「入学料」逆転！

旺文社 教育情報センター 22年3月

年度末を迎え、22年大学入試も今月で幕を閉じ、来月には国立大で約10.2万人、公立大で約2.9万人、私立大では48万人前後の新入生がそれぞれ誕生するとみられる。

今年は、20年秋のリーマン・ショックに端を発した経済不況と雇用情勢の悪化が前年以上に大学受験にも影響を及ぼしている。受験生はセンター試験平均点の大幅ダウンのもとで、学費の“安い”国公立大志向、センター試験成績と睨み合わせた“安全”志向、受験・進学コスト削減のための“地元”志向と“併願”絞り込み、就職に有利な“資格”志向など、不況下受験の色彩が一段と強まったようだ。

ところで、国公立大と私立大の授業料や入学料の格差は、どのくらいなのか。授業料の国立大と私立大との格差は30年余り前の5.1倍から1.6倍に縮小し、入学料は16年度以降、国立大が私立大を上回っている。大学「学費」の“今と昔”をみてみよう。



<国・公・私立大「学費」の今>

○ 国立大の授業料と入学料等

国立大の授業料、入学料、及び入学に係る検定料は、16年度の法人化以降、国が定める「標準額」（下記参照）の120%（16年度～18年度は110%）の範囲内において、各大学が設定する（国立大学等の授業料その他の費用に関する文部科学省令）。

●国立大（学部）の授業料、入学料、検定料の標準額

- ・ 授業料：年額 53万 5,800円（夜間・夜間主コース＝年額 26万 7,900円）
- ・ 入学料：28万 2,000円（夜間・夜間主コース＝14万 1,000円）
- ・ 検定料：1万 7,000円（夜間・夜間主コース＝1万円）

- ・ 第一段階選抜：4,000円（夜間・夜間主コース＝2,200円）
- ・ 第二段階選抜：1万 3,000円（夜間・夜間主コース＝7,800円）

- * 各大学は上記「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等において、それぞれの額を設定。なお、下限の規定はない。
- * 第一段階選抜不合格等により、第二段階選抜を受験できない場合、原則として第二段階選抜の検定料（標準額は1万 3,000円（昼間部））は返却される。
(21年度)

国立大の21年度の初年度納付金(昼間部)は、国の定めた「標準額」である入学料28万2,000円、授業料53万5,800円の合計81万7,800円が基本で、大学・学部(文系・理系)を問わず一律(標準額と同額)である。

ただし、実習費や災害傷害保険料、学友会費などによって、大学や学部(学科)で異なる場合がある。

○ 公立大の授業料と入学料等

公立大の財源は、寄付金や国からの補助金、科研費などの小規模な項目を除くと、主に授業料や入学料等による学生からの納付金と、地方公共団体からの拠出金に大別される。最近急増している公立大学法人に対する地方公共団体からの拠出については、運営費交付金が充てられ、それ以外の公立大にはそれぞれの地方公共団体の予算において措置される。そして、地方公共団体の主な財源は、地方税と地方交付税である。

こうしたことから、公立大の授業料や入学料等は地方公共団体によって異なり、国立大における「標準額」のような基準は設定されていない。

公立大の21年度授業料や入学料等の平均額は、次のとおりである。

●21年度公立大(75大学・昼間部)の授業料、入学料、検定料の平均額

- ・ 授業料：年額 53 万 6,632 円
- ・ 入学料：①地域外=40 万 2,720 円
②地域内=23 万 6,645 円
- ・ 検定料：1 万 7,440 円

* 入学料は、①「地域外」(大学の地元以外の出身者の平均額)、及び②「地域内」(地元出身者の平均額)を掲載。“地元”の区域は、大学で指定。
* 入学料が学部で異なる場合は、高額の入学料を採択。(法科大学院の授業料を除く)
* 施設整備費は、含まない。
(文科省資料「21年度学生納付金調査結果」より)

上記の金額をみると、授業料と検定料は国立大の「標準額」とほぼ同額であるが、入学料は異なる。

公立大の入学料はほとんどの場合、大学の地元出身者(地域内)と地元以外(地域外)の出身者と異なる。「地域内」の場合は、国立大の「標準額」とほぼ同額か、それよりも低額である。“地元”となる具体的な区域は、各大学で指定。因みに、国立大より低額な「地域内」入学料の公立大は、21年度で全大学の45%に及ぶ。

一方、「地域外」の場合、各公立大の入学料は「地域内」入学料の1.5倍～2倍程度高い。また、医学部などの入学料も他学部比べて一般に高額である。

公立大の21年度の初年度納付金(昼間部)には、上記の入学料と授業料の合計額、つまり、「地域外」入学で平均約93万9,000円、「地域内」入学で平均約77万3,000円のほか、施設費・実習費・諸会費等が加わる。医療系などの「地域外」入学では、100万円を超えるところもみられる。

○ 私立大の授業料と入学料等

私立大の授業料や入学料、施設整備費などの学費は、大学や学部系統によってかなり異なる。

私立大の20年度授業料、入学料、施設設備費の平均額は、次のとおりである

●20年度私立大(560大学・昼間部<学部>)の授業料、入学料、施設設備費の平均額

区 分	授業料(円)	入学料(円)	施設設備費(円)	合 計(円)
文科系学部	734,052	258,700	155,995	1,148,747
理科系学部	1,037,073	275,548	191,552	1,504,173
医歯系学部	3,034,564	967,445	1,076,880	5,078,889
その他学部	932,294	282,211	252,918	1,467,423
全 平 均	848,178	273,602	187,281	1,309,061

(注. 文科省資料「平成20年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額調査結果」より)

私立大の入学料は医歯系学部の約96万7,000円を含め、全平均では約27万4,000円となり、国立大より低額である。授業料は、理科系で約103万7,000円、医歯系で約303万5,000円と高額であるが、全平均では約84万8,000円で、国公立大の約1.6倍である。

なお、施設設備費(全平均で約18万7,000円)を含めた21年度の初年度納付金の全平均は、約130万9,000円である。



<国立大 VS. 私立大：「学費」の格差>

国・公・私立大の授業料や入学料等の現状をみてきたが、次に国・私立大の授業料、入学料について、これまでの金額、及び国立大と私立大との格差の推移をたどってみる。

○ 国立大「授業料」は34年間で14.9倍、「入学料」は5.6倍に！

国立大の授業料と入学料は、法人化以前は全大学一律にほぼ隔年で増額されてきた。

- ・ **授業料**：国立大の授業料(年額。以下、同)は昭和50(1975)年度には3万6,000円であったが、翌年の昭和51年度には一気に2.7倍に引き上げられて9万6,000円になった。その2年後の昭和53年度には14万4,000円に値上げされ、その後も1年おき(昭和60・61年度は据え置き)に2割前後ずつ引き上げられ、昭和62年度には30万円に達した。

2年後の平成元(1989)年度には33万9,600円となり、以後、授業料は10%~3%程度の値上げ幅で1年おきに引き上げられた。5(1993)年度に41万1,600円、15(2003)年度には52万800円となり、法人化2年目の17年度には「標準額」として53万5,800円が設定され、現在に至っている。国立大の授業料は、昭和50年度から平成21年度までの34年間で14.9倍に引き上げられたことになる。因みに、その間の消費者物価指数の伸びは、2倍弱である。(図1・図2参照)

- ・ **入学料**：入学料も昭和50年度には5万円であったが、昭和52年度に6万円、昭和54年度に8万円、昭和56年度には10万円に引き上げられた。平成2(1990)年度に20万6,000円となって以降、授業料の値上げと交互に値上げされ、14(2002)年度には21年度の「標準額」と同額の28万2,000円に設定された。入学料は、授業料と同じ34年間で5.6倍に引き上げられている。(図2参照)

○ 私立大「授業料」は33年間で4.6倍、「入学料」は2.9倍

・**授業料**：私立大の授業料(年額、全平均。以下、同)は昭和50(1975)年度の18万2,677円から12年後の昭和62(1987)年度には51万7,395円となり50万円台に突入。それから15年後の平成14(2002)年度には80万4,367円で80万円台に達し、20年度は84万8,178円になった。私立大の授業料は、昭和50年度から平成20年度までの33年間で4.6倍に引き上げられた。(図1・図2参照)

・**入学料**：入学料(全平均。以下、同)は昭和50年の9万5,584円、51年度12万1,888円となり、昭和56(1981)年度に20万円を超え、平成11(1999)年度にはこれまで最高の29万815円に達した。その後は16年度の27万9,794円まで下げられ、17年度に28万33円にアップしたものの、18年度以降は27万円台で推移し、20年度は27万3,602円。私立大の入学料は、授業料と同じ33年間で2.9倍になっている。(図2参照)

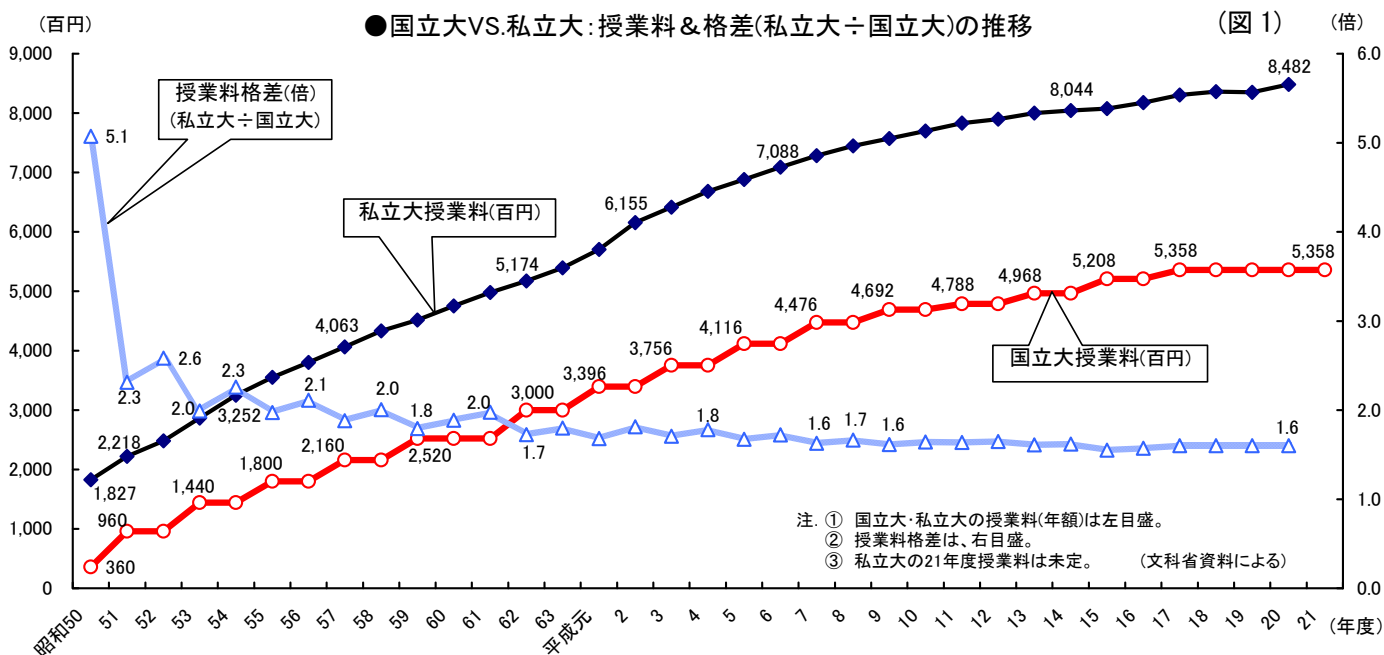
○ 国・私立大の「授業料」格差は、33年間で5.1倍 → 1.6倍に“縮小”

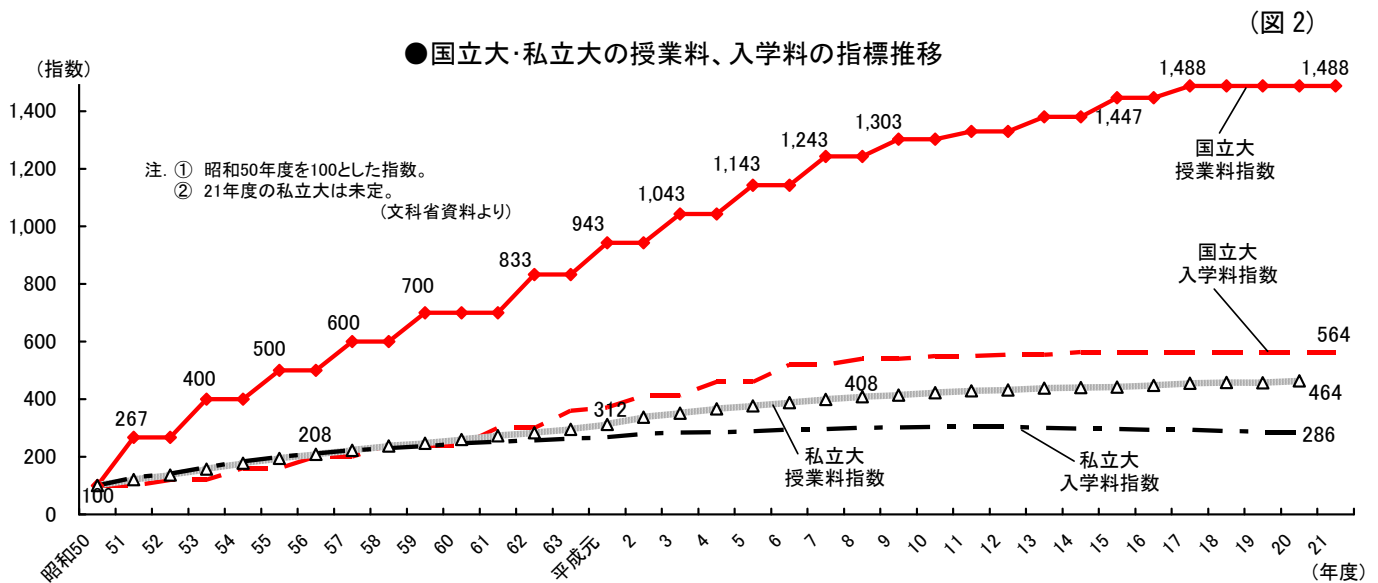
昭和50年度、国立大授業料は3万6,000円、私立大授業料(平均)は18万2,677円で、私立大の授業料は国立大の5.1倍であった。翌51年度には前述のような国立大の大幅な値上げによって、国立・私立の授業料格差は2.3倍に縮まった。

その後は昭和56年度まで、国・私立の格差は2倍台を推移。さらに、昭和57年度の1.9倍、昭和58年度の2.0倍を経て、昭和59年度以降は1倍台後半(昭和61年度は2.0倍)を推移し、平成9(1997)年度以降は20年度まで1.6倍を維持している。(図1参照)

○ 国・私立大の「入学料」は、16年度以降、国・私立“逆転”

昭和50年度の入学料は国立大5万円、私立大9万5,584円(平均)で、私立大は国立大の1.9倍であった。その後、昭和57年度まで私立大の入学料は国立大の2倍以上であったが、昭和58年度に1.8倍となって以降、入学料の格差は縮小していった。そして、平成16年度の入学料が国立大28万2,000円、私立大27万9,794円となったことで、それまでの「国立大 < 私立大」の入学料格差は“逆転”現象を起し、現在に至っている。





＜今も昔も変わらない「学費」負担＞

今、国立・私立大の授業料格差は縮小し、入学料は国立大が私立大を上回っているとはいえ、私立大には平均約 19 万円近くの施設設備費が掛かり、初年度納付金は約 131 万円と、国立大に比べて高額であることに変わりはない。特に医歯系の初年度納付金は、平均 500 万円以上にのぼる。

ところで、昭和 50 年度から現在までの 30 年余りにわたる国立・私立大の授業料と入学料の推移は前述のとおりであるが、昭和 30 年・40 年代の学費はどのくらいであったのか。

○ 昭和 30 年・40 年代の学費

・昭和 30 年度の学費：昭和 30(1955)年度の国立大の授業料は 6,000 円、入学料は 400 円で、初年度納付金は 7,000 円台～8,000 円台を中心にほとんど 1 万円以内であった。

一方、私立大の授業料は 2 万円台、入学金は数千円程度。私立大の入学時の最小限納入額は 2 万円台～3 万円台で、国立大の約 4～5 倍程度であった。

・昭和 40 年度の学費：10 年後の昭和 40(1965)年度になると、国立大の授業料は 2 倍の 1 万 2,000 円、入学料は 4 倍近い 1,500 円に引き上げられ、初年度納付金の多くは 1 万円台後半までアップした。

私立大の授業料は文系 5、6 万円、理系 7、8 万円程度で、入学金は数万円程度。入学時の最小限納入額は、文系で 10 万円程度、理系では 12 万～15 万円程度だった。

因みに、当時の大卒初任給は昭和 30 年が約 1 万 1,000 円、昭和 40 年が約 2 万円で、物価は、ハガキが昭和 30・40 年とも 5 円(41 年は 7 円)、米価(10kg)が昭和 30 年約 770 円、昭和 40 年約 1,100 円だった。

○ 「受験ユーモア」にみる学費へのおもい

今年の大学受験は一段と厳しい不況に晒され、受験生や保護者にとって学費の問題は深刻さを増している。大学進学への意欲があり、能力も十分ありながら経済的困窮から受験を断念せざるを得なかったり、受験・合格しても学費を貸与型の奨学金や教育ローンに頼らざるを得なかったり、借金を背負った新入生(既学生も含め)が増えそうだ。

ところで、学費に対する受験生のおもいは、今も昔も変わらない。小社の大学受験雑誌『螢雪時代』(昭和7(1932)年に前身の『受験旬報』創刊、昭和16(1941)年10月号から『螢雪時代』と改題)に古くから連載されていた受験生のユーモア・コント投稿欄にも、折々の受験生の学費に対するおもいが寄せられている。以下に、いくつか紹介しておく。

- ☆ 入学金値上げ：バンザイ！ 落ちても受かっても親孝行になる！（昭和40年10月号）
- ☆ 学費値上げ：P大医学部に入学して帰省したら、家がなくなっていた。（昭和42年11月号）
- ☆ 貧窮電報：息子「ゴウカクカネオクレ」
親父「ヨネンカンオヤデモナケレバコデモナイ」（昭和48年7月号）
- ☆ あてはずれ：広告に「伸びゆくP大」とあったので期待して入学したら、伸びていったのは授業料だけだった。（昭和48年8月号）



<国立大「学費」の在り方：国大協の要請>

国が定める国立大の授業料等の「標準額」や各大学が設定できる値上げ額などは、今後どうなるのだろうか。国立大の学費は、公・私立大の学費にも影響するだけに、その動向が気になるところだ。

国立大学協会(以下、国大協)は21年12月、学生納付金を取り巻く現状を踏まえ、第2期中期目標期間(22年度～27年度)における学生納付金の在り方について、次のような共通認識を取りまとめ、その実現に向けた財政的措置を講じるよう政府に強く要請した。

○ 第2期中期目標期間(22年度～27年度)における学費の在り方

国大協は、国立大の学生納付金の在り方について、高等教育の機会均等の保障など国立大の役割を十全に果たすとともに、家計や経済の状況によって能力や意欲がある学生の進学機会を奪うことのない教育の安心かつ安全な社会の実現を目指すべく、次の4つの考え方を基本に据えている。

- (1) 運営費交付金を拡充し、授業料等標準額を減額するとともに、国による減免措置を拡大する。
- (2) 上限については現行どおり20%とし、その範囲内で各大学が個別に授業料等を設定する。
- (3) 授業料等標準額について、学部・分野別の差を設けない。
- (4) 第2期中期目標期間は、授業料等標準額を増額変更しない。

また、給付型の奨学金の創設や、無利子奨学金も含めた奨学金の拡充が急務である。

国大協は上記のような要請理由として、地域の知識基盤社会を支える「知」の創造拠点、高度人材育成の中核、地域医療の最後の砦、比較的低廉な学費による高等教育の機会均等への寄与など、国立大の役割と存在意義などを訴えている。

<「学費」支援策>

国立大の22年度授業料等の「標準額」は現在のところ変更されておらず、22年度の各国立大の授業料、入学料等は21年度を踏襲するとみられる。

他方、厳しい経済状況のもとで奨学金事業の拡充や授業料減免など、学費に対する国や大学の積極的な支援策もみられる。

○ 奨学金事業の拡充

文科省の 22 年度予算をみると、「大学等奨学金の充実」の予算額は、21 年度と同額の 1,309 億円(うち、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業交付金 270 億円を含む)が計上されている。ただし、財政投融资ベースで大学等奨学金の事業規模をみると、奨学金の事業費総額は、21 年度より 580 億円増(返還金の活用と財政融資資金の増額)の 1 兆 55 億円(上記の高等学校等奨学金事業交付金を含まない)になる。

事業内容としては、貸与人数を 21 年度より 3 万 5,000 人増(無利子 5,000 人、有利子 3 万人)の 118 万人にするとともに、無利子奨学金の支給開始時期を 7 月から 4 月に早期化するほか、返還負担軽減のための利子補給金の措置などの拡充策を図るとしている。

なお、学生の公的奨学金事業を担っている日本学生支援機構(文科省所管)の奨学金は「貸与型」(無利子、有利子)で、返還の義務がある。ただ、大学院生で、特に優れた業績をあげたときや教育又は研究の職に就いたときなどには、返還免除が受けられる。

○ 授業料の減免等

授業料等の減免措置について、国立大には、授業料等の免除及び徴収猶予など経済的負担の軽減のための措置を講ずるための規定が設けられている(国立大学等の授業料その他の費用に関する文部科学省令)。ただし、具体的な仕組みについては、各大学が設定している。私立大については、私立大学等経常費補助金の特別補助の中で授業料減免事業等支援経費として措置される。

文科省は 22 年度予算において、国・私立大合わせ約 8 万 5,000 人を対象に授業料減免等の措置を講ずるとしている。

国立大においては、経済的困窮者の増加に応じ、授業料等の免除枠を現行学生数の 8.7% (全額免除 2.9%、半額免除 5.8%)から、9.4%(全額免除 3.1%、半額免除 6.3%)となるよう、授業料免除枠の拡大を図り、21 年度より 14 億円増の 196 億円を計上している。

他方、私立大では、授業料減免事業等支援経費を 21 年度より 20 億円増の 40 億円(全学部生の 1.5%に当たる約 3 万人を対象)を計上している。

上記のような国の施策と相俟って、各大学でも従来の貸与型奨学金に加え、給付型奨学金の拡大や授業料減免の拡充など、学費への支援策が活発化している。

<公財政支出のさらなる拡大を！>

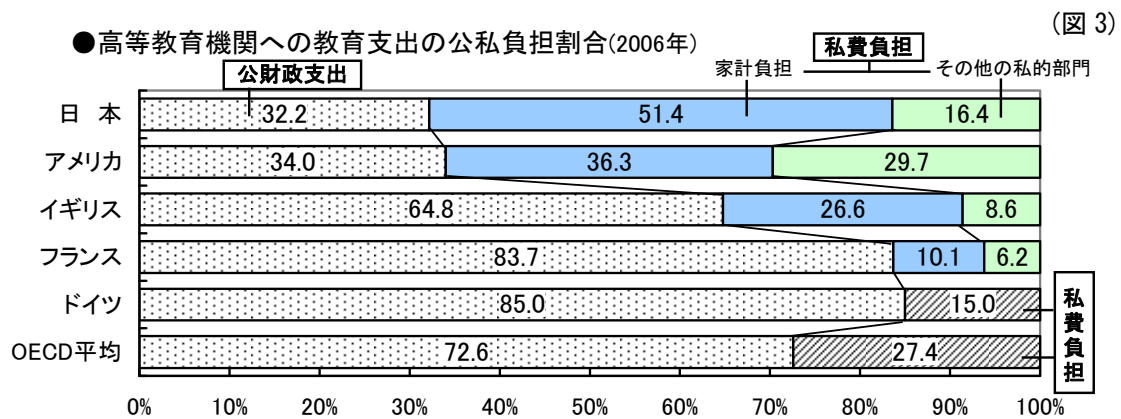
「コンクリートから人へ」をスローガンとする新政権のもと、22年度の文科省予算(一般会計)は総額5兆5,926億円(5.9%増)で、過去30年間で最高の伸びである。文教予算の目玉としては公立高校の授業料無償化や私立高校等の就学支援金が挙げられるが、高等教育予算では前述のように、大学等奨学金事業の拡充や国・私立大生の授業料減免措置などがある。

○ 国際的に低い、日本の教育への公財政支出

22年度の文教予算は増えたが、我が国の教育機関への公財政支出の対国内総生産(GDP)比は国際的にみて低い。OECD(経済協力開発機構)の『図表でみる教育～OECD インディ

データ(2009年版)』によると、我が国の全教育段階における教育機関への公財政支出の対GDP比は3.3%(2006年。以下、同：OECD平均4.9%)で、OECD加盟国(28か国)中27位。高等教育機関への公財政支出は0.5%(同、OECD平均1.0%)で、最下位である。

我が国は、教育支出に占める私費負担の割合が高い。特に高等教育機関への教育支出の公私負担割合は、公財政支出32.2%(OECD平均72.6%)に対し、私費負担67.8%(同27.4%)である。私費負担のうち、家計負担は教育支出全体の51.4%と極めて高い。(図3参照)



注. ①公財政支出は国及び地方政府が支出した学校教育費及び教育行政費。私費負担は家計負担及びその他の私的部門。「その他の私的部門」は民間企業等による支出。 / ②ドイツの私費負担には家計負担、その他を含む。
③OECD平均には、家計負担、その他の計数がない。(「図表で見る教育～OECDインディケータ(2009年版)」より)

○ 大学財政の学費への依存度

授業料等の学生納付金が国立大の経常収益に占める割合は14%程度だが、公立大は大学収入の30%近く、私立大では帰属収入の77%近くをそれぞれ占めている。

国立大には経常収益の40%程度に当たる運営費交付金が国から交付されているが、私立大への補助金の割合は経常的経費の11%程度に留まる。

また、学生の経済的負担軽減のための規定がある国立大の中でも、有力総合大と小規模単科大などでは、経常収益における学生納付金収益の割合がだいぶ異なる。有力総合大では小規模単科大などに比べ、受託研究費や競争的資金などの外部資金収益の割合が高く、授業料収益の割合は低い。そのため、有力総合大のほうが小規模単科大などに比べて授業料減免などに掛かるコストが小さく、大学独自の奨学事業に取り組みやすいといえる。

いずれにせよ、国立大の運営費交付金の毎年度の減額(16年度～21年度の5年間で720億円(5.8%)減)や、私立大の経常的経費への補助割合の減少傾向に歯止めをかけ、公財政支援を拡充することが求められる。特に私学助成については、私学振興助成法で「経常的経費の“二分の一以内”を補助することができる」とされているが、同法の附帯決議として、「できるだけ速やかに“二分の一”とするように努めること」とされている。

国立大の授業料が34年間で約15倍も増額された背景には、その時々々の経済情勢のほか、私立大との“均衡”と“格差是正”があったとみる。今後は国立大の学費を値上げして私立大との格差を縮めるのではなく、教育に掛かる家計負担の軽減も含め、少なくともOECD平均程度の教育への公財政支出の拡大が求められる。

(2010.03. 大塚)